

**赤い羽根共同募金  
地域福祉活動への助成**

香美市共同募金委員会で、赤い羽根共同募金の配分金を財源に、助成金交付事業を行っています。

**【対象となる活動】**

- ◆地域住民の集い・介護予防体操の会・行事等
- ◆各種団体の研修会・講座
- ◆その他

**【助成金額】** 10万円以内

【対象経費】 備品・消耗品の購入、チラシ等の印刷代、会場の賃借料等

※飲食代等は対象外

【申込締切】 4月28日（金）

【問い合わせ・申込先】

香美市共同募金委員会事務局  
☎59・2140

**大切なこと  
命を守ろう**

3月は自殺対策強化月間です。自殺の原因は、心の悩みや身体の健康、生活や家庭・職場・学校のことなど、さまざまです。

自殺者の多くは、うつ状態に陥り、正常な判断ができていないと言われています。

健康介護支援課健康づくり班	☎52-9282	月～金	祝日、 年末年始除く
高知県中央東福祉保健所（直通）	☎53-3173	8時30分～12時	
高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966	13時～17時15分	
心のテレ相談	☎088-823-0600	月～金 13時～15時	
高知いのちの電話	☎088-824-6300	毎日 9時～21時 年末年始 10時～18時 毎月10日はフリーダイヤル 8時～20時 ☎0120-783-556	

す。うつ病は、こころと体の不調が長く続き、日常生活に支障をきたしてしまふ状態です。うつ病は誰にでも発症し得る病気で、うつ病について正しく理解し、適切な治療を受けることが大切です。

悩んでいる人には、温かい声を掛けてください。一人で悩まず相談しましょう。

**香美市外へ引越される方は  
転出届の提出が  
オンラインでできます**

令和5年2月6日から、転出届はマイナンバーカードを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、香美市役所への来庁が不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、香美市から日本国内への引越しをする方がご利用いただけます。

※マイナンバーカードを通じて転出届の提出をした後は、マイナンバーカードを持参のうえ、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

**【問い合わせ先】**

市民保険課 ☎53・3126

**税の申告はお済みですか？**

ただ今、令和5年度の税の申告相談（令和4年1月1日～令和4年12月31日まで）

【代かきを浅水でやること  
で期待される効果】

◆田面の均平が取りやすく、生育ムラの減少や除草剤の効果発揮、ジャンボタニシの被害軽減につながります。

◆不要な落水やオーバーフローが防げ、貴重な土壌の流出が少なくなります。

【問い合わせ先】  
農林課 ☎53・1062

での所得）を実施していただきます。申告が必要な方は、次の期間中に申告においでください。

※昨年からの申告案内は本人が希望する場合のみお送りしています。

※開設期間の最終週（3月13日～15日）は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていただく場合があります。早めの申告をお願いします。

※マスク着用や手指消毒など新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。

【開設期間と申告会場】  
3月15日（水）9時～11時30分、13時～16時30分

◆市役所本庁舎市民ホール土日を除く。ただし、3月4日（土）9時～11時30分、13時～16時30分は受付。

◆香北支所 ※3月14日まで

◆火・水・金曜のみ受付。

◆物部支所 ※3月14日まで

◆火曜と木曜のみ受付。

【住民税の申告が必要な方】  
令和5年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ① 税務署に所得税の確定申告書（令和4年分）を提出される方
  - ② 給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方
  - ③ 提出の有無は勤務先へご確認ください。
  - ④ 公的年金等に係る所得のみの方
  - ⑤ ②・③に該当する方で、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。
- ◆次に該当する方は確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要です。
- ① 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方
- ② 給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方
- ◆年少扶養親族控除の申告漏れがあると、税額が増える場合もありますので、ご注意ください。
- ※その他、詳しくは広報香美1月号に掲載していますので、ご確認ください。
- 【問い合わせ先】  
税務収納課市民税班  
☎52・9292

**税金等の督促手数料が  
廃止されます**

現在、税金等が納期限までに納付されない場合、督促状が発送され督促手数料として200円が加算されています。

この手数料が令和5年度（令和5年4月1日）から廃止されます。ただし、令和5年3月末までに納期限が到来した税金等については、これまでどおり督促手数料がかかります。

なお、4月1日以降も納期限までに納付されない場合、督促状は発送されます。

また、納付が遅れますと納付される日までの日数に応じ『延滞金』が加算される場合がありますのでご注意ください。

令和5年度から、軽自動車税と固定資産税の納付書にQRが印刷されます。これにより電子納付ができるようになり、納税が便利になります。

税金等の納付は納期限までにお願います。

**廃止される督促手数料**

- ◆市県民税
- ◆法人市民税
- ◆軽自動車税  
税務収納課 市民税班  
☎52-9292
- ◆固定資産税  
税務収納課 固定資産税班  
☎53-3116
- ◆国民健康保険税
- ◆後期高齢者医療保険料  
市民保険課 保険班  
☎53-3115
- ◆介護保険料  
健康介護支援課 社会長寿班  
☎52-9280
- ◆保育料  
教育振興課 幼保支援班  
☎53-1088

**市役所で電話録音を開始します**

4月1日から市役所（一部出先機関を除く）の電話について、業務の正確性かつ適正な執行を確保するため、また、職員への不正な圧力および犯罪を防止するため、通話を録音させていただきます。

なお、通話開始時に録音する旨のアナウンスは流れません。

ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】  
総務課総務班  
☎53・3112

**環境にやさしい農業を！  
く代かき等の注意点を**

水稲の順調な生育を促し、貴重な土壌・水資源・河川環境を守るため、農業濁水軽減の観点から、次のことにご協力をお願いします。

◆圃場から水漏れ箇所がないか作業前に畦と排水口を点検しましょう。

◆止水板等を設置して作業時に水が流れ出さないようにならしましょう。

◆代かきは出来るだけ浅水でおこないましょう。

◆水管理に注意して、田植え前の強制落水を少なくしましょう。

**自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**

道路交通法の改正により、4月1日から13歳未満の努力義務であった自転車利用

中のヘルメットの着用が全年齢対象となります。

令和3年中の全国の自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、ヘルメット着用時と比較して約1.6倍となっています。

また、交通事故におけるヘルメット非着用時の損傷部位で最も多いのは頭部であり、頭部損傷により亡くなられた方は、全体の58%となっています。

交通事故は、いつ起きるかわかりません。大人も子どもも、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

【自転車安全利用五則】

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
  2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  3. 夜間はライトを点灯
  4. 飲酒運転は禁止
  5. ヘルメットを着用
- 自転車を利用する際は、自転車安全利用五則を守り、安全運転を心がけましょう。
- 【問い合わせ先】  
防災対策課 ☎52・8008

